

(別 紙)

出荷制限区域において産出された平成24年産米に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する米が流通しないよう、対象区域において生産された平成24年産の米について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産された平成24年産の米について本計画及び当該市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

(1) 平成24年産米の事前出荷制限区域及び事前出荷制限区域が所在する市町村から事前出荷制限区域と一体的に管理を行う旨の申し出のあった区域

市町村名	対象区域
福島市	旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く区域。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村
伊達市	旧富野村（梁川町八幡に限る。）、旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（狭田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。）、旧上保原村、旧掛田町（霊山町山野川に限る。）、旧石戸村、旧霊山村、旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰の一部に限る。）及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）、旧小手村、 <u>旧伊達町</u> 、 <u>旧伏黒村</u> 、 <u>旧梁川町</u> 、 <u>旧大枝村</u> 、 <u>旧栗野村</u> 、 <u>旧富野村</u> （梁川町舟生に限る。）、 <u>旧白根村</u> 、 <u>旧山舟生村</u> 、 <u>旧五十沢村</u> 、 <u>旧保原町</u> 、 <u>旧大田村</u>
桑折町	旧睦合村、旧半田村、 <u>旧桑折町</u> 、 <u>旧伊達崎村</u>
国見町	旧小坂村、旧大木戸村、 <u>旧藤田町</u> 、 <u>旧森江野村</u> 、 <u>旧大枝村</u>
二本松市	旧塩沢村、旧岳下村、旧石井村、旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧小浜町、旧新殿村、旧太田村（岩代町）、旧木幡村、旧太田村（東和町）、旧戸沢村、 <u>旧大平村</u> 、 <u>旧油井村</u> （安達町）、 <u>旧上川崎村</u> 、 <u>旧二本松町</u> 、 <u>旧杉田村</u> 、 <u>旧下川崎村</u> 、 <u>旧旭村</u> 、 <u>旧針道村</u>
本宮市	旧本宮町、旧和木沢村（白沢村）、旧白岩村、 <u>旧和木沢村</u> （本宮町）、 <u>旧仁井田村</u> 、 <u>旧青田村</u> 、 <u>旧荒井村</u> 、 <u>旧岩根村</u>
田村市	旧緊急時避難準備区域（旧都路村、旧山根村、旧移村のそれぞれ一部）
南相馬市	旧原町、旧高平村、旧石神村、旧太田村、旧大甕村、旧真野村、旧上真野村、旧鹿島町、旧八沢村（ただし稲作付制限を行う区域を除く）

広野町	全域
川内村	全域（ただし稲作付制限を行う区域を除く）

注1：事前出荷制限区域を有する市町村のうち、檜葉町については、事前出荷制限区域における24年産稲の作付がないことが確認されたことから、管理計画を策定しない。

注2：下線の旧市町村は、事前出荷制限区域ではないものの、当該旧市町村が所在する市町村から、事前出荷制限区域と一体的に管理を行う旨の申し出があったもの。

(2) 収穫後の検査結果に基づく平成24年産米の出荷制限区域

市町村名	対象区域
福島市	旧水原村、旧立子山村
川俣町	旧飯坂村
大玉村	旧玉井村
郡山市	旧富久山町
三春町	旧沢石村
須賀川市	旧西袋村
いわき市	旧山田村

2 吸収抑制対策等の実施

市町村は、県の「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策指針」を基本に、対象区域内のほ場の除染や吸収抑制対策（以下「吸収抑制対策等」という。）の方法を管理計画に定め、24年産稲を作付する全てのほ場について、吸収抑制対策等が実施されるよう必要な指導・支援を実施。（1の（2）の区域にあっては、この限りではない。）

県は、対象区域における吸収抑制対策等の取組に対し、必要な指導・支援を実施。

3 生産管理（作付段階等）

1の（1）の区域にあっては、作付段階で以下の（1）から（3）までを実施し、1の（2）の区域にあっては、収穫段階で以下の（1）のア、イ及びエ並びに（3）のみ実施する。

(1) 台帳の整備

ア 基礎的な情報の整理

市町村は、1の（1）の区域にあっては、対象区域内の全ての水田について、水田台帳や農業委員会の農地基本台帳、固定資産台帳、営農計画書（兼）水稻共済細目書異動申告票等の情報を活用し、ほ場毎に漏れのないよう生産者名、ほ場の地番、

面積等を記載した水田台帳を整備。

また、この際、よりきめ細かな管理を行うための参考情報として、ほ場毎に23年産米の乾燥・調製方法、放射性物質調査の結果等の情報を可能な限り記載。

1の(2)の区域にあっては、対象区域内の全ての生産者を特定し、水田台帳を整備。

イ 24年産稲の生産情報の整理

市町村は、農業者戸別所得補償制度の交付申請書、営農計画書、作付意向確認書及びほ場管理台帳等を活用し、1の(1)の区域にあっては、対象区域内で24年産稲を作付した全てのほ場について、ほ場毎の稲の作付面積、作付品種等を、また、市町村が作付自粛を要請したほ場については、その旨を水田台帳に記載。1の(2)の区域にあっては、生産者毎の稲の作付面積及び生産量等を水田台帳に記載。

また、市町村が作付自粛を要請した地域で試験栽培を行う場合には、当該試験ほ場について、24年産稲の作付面積、作付品種等を試験ほ場台帳に記載。

ウ 吸収抑制対策等の実施確認及び整理

市町村は、ほ場管理台帳や事業実績報告書等により、対象区域内で24年産稲を作付する全てのほ場において吸収抑制対策等が実施されたことを確認し、水田台帳及び試験ほ場台帳（以下「台帳」という。）に記録。

エ 台帳の提出

市町村は、生産情報を台帳に整備した段階で、県に台帳を提出。

県は、市町村から提出された台帳や事業実績報告書等により、1の(1)の区域にあっては、対象区域内で24年産稲が作付された全てのほ場において吸収抑制対策等が実施されたこと、1の(2)の区域にあっては、生産量が作付面積等に照らして適当な数量であることを確認するとともに、対象区域における24年産稲の作付面積等を集計。

(別添1) 対象区域における24年産米の生産状況

(2) 現地確認

市町村は、8月10日までに、地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に規定する地域農業再生協議会）等の協力を得て、台帳及び最新のほ場地図を活用して、対象区域内の24年産稲の作付状況について現地確認を実施。

現地確認の結果、先に提出した台帳の内容に変更があれば、台帳を修正し、県に提出。それに伴い本計画の別添に変更が生じた場合には、県は別添を修正し、県ホームページ上で更新。

(3) 生産者、集荷業者等への周知

県及び市町村は、関係機関・団体と連携の上、本計画及び市町村管理計画の内容について、生産者や集荷業者等に対し周知を図る。特に、対象区域の米穀が、当該地域で放射性物質の全量全袋検査を受検し、基準値以下であることが確認される前に、出荷販売、譲渡または消費されることが無いよう、以下のようなあらゆる機会を通じて

生産者や集荷業者等に対し周知を図る。また、作付自粛を要請したほ場について、当該生産者に対し周知を図る。

- 市町村やJA等の広報誌による周知
- 再生協議会と連携し、ダイレクトメールによる生産者への周知
- テレビ・ラジオ等の県政広報番組や新聞等のマスメディアによる周知
- 食糧法に基づく米穀取扱業者を対象とした通知（県内・県外）

4 生産管理（収穫段階）

（1）乾燥・調製・保管場所等の整理

市町村は、1の（1）の区域にあつては、収穫開始までに、ほ場管理台帳等を活用し、対象区域内で24年産稲を作付したほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を把握し、1の（2）の区域にあつては、収穫段階で、生産者毎に米の保管場所等を把握し、台帳に記載。

（2）生産量の全量把握

市町村は、地域協議会（全袋検査を実施するため、市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）等と連携し、1の（1）の区域にあつては、台帳に基づき生産者の保管場所の現地確認を行い、実際の生産量の全量を把握（台帳の収穫量見込みと大きな乖離がないことを確認）し、飯米・縁故米を含む全ての米袋に米袋識別コードラベルを貼付。1の（2）の区域にあつては、地域協議会等が発行し、貼付した米袋識別コードラベルの数量を把握し、台帳の作付面積等に照らして適当であることを確認。

なお、ほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、収穫量等が、あらかじめ生産者から提出されたほ場管理台帳の内容と異なる場合には、台帳を修正し、県に提出。それに伴い本計画の別添に変更が生じた場合には、県は別添を修正し、県ホームページ上で更新。

（3）共同乾燥施設等での管理

共同乾燥施設等では、複数の生産者の米袋が集まることから、県及び市町村は、検査済みの米袋と未検査の米袋、あるいは異なる乾燥ロットの米袋が混合することを防ぐため、保管場所を別にする等の取組みを行うよう、施設の管理者を指導。

（別添2）対象区域における生産管理の実施状況

5 米の放射性物質の検査

県は、対象区域内で生産された24年産米については、出荷販売する米だけでなく、飯米・縁故米を含めた全量全袋を対象として、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づき放射性セシウムのスクリーニング検査を実施。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超えた米については、県が、ゲルマニウム半導体検出器による詳細な検査（以下「詳細検査」という。）を実施。

(1) スクリーニング検査の管理

ア 検査の実施体制

県は、全袋検査に携わる者が検査方法に関して必要な知識を有するよう、検査業務研修会を開催するとともに、県の研修会を受講し、修了証の交付を受けた地域協議会の職員又は協議会構成団体の職員等を検査員として委嘱し、検査員の中から検査運営責任者及び分析業務責任者、分析機器管理責任者を配置して適切な管理体制の下で検査を実施。

イ 適正な実施手法の確保

県は、米の全袋検査が適正な方法で行われるよう、標準検査手順書を作成して検査機器設置場所に配布するとともに、検査運営責任者等が適切な管理を行えるよう、検査の開始前に指導を実施。

市町村は、各検査場所において、標準検査手順書に基づき、各検査場所の条件に合わせて検査手順書を作成。県は、当該検査手順書を確認。

ウ 検査業務の管理

県は、検査業務に関するチェックシートを作成し、検査手順書に従った検査が実施されていることを確認するとともに、米袋ごとの検査結果を的確に管理するため、検査する米袋全てにあらかじめ米袋識別コードラベルを貼付した上で、検査結果が記録・管理され、検査した米袋のみ検査済みラベルが発行されるシステムを構築・導入。検査済みラベルについては、セキュリティーシールの利用などにより再利用を防止。

さらに、検査業務に精通した県の職員が、各検査場所の検査業務の助言・指導に当たり、検査開始前及び検査開始後1週間に1回検査場所を巡回し、適正な検査及び検査結果の管理が実施されているかを点検。各検査場所の検査運営責任者は、必要に応じ改善等を実施。

また、不適切な検査又は検査結果の管理が判明した場合、当該検査場所の検査運営責任者は、原因の究明及び改善措置を実施。特に、検査結果の信頼性に疑義がある場合は、当該検査場所の検査運営責任者は、当該検査場所における検査を停止させる。特に、基準値を超過した米が流通しているおそれのある場合には、米トレーサビリティ法に係る取引記録の確認や直接販売の場合は農家への聞き取り等によって情報を把握し、検査済みの米袋の回収・再検査を実施。当該検査場所においては、適切な改善措置が実施された後に、検査を再開。

エ 検査結果の管理

県は、検査場所においてデータ漏れが発生しない検査システムを構築。

また、検査機器が適正に作動していることを確認するため、県は、定期的に放射性セシウム濃度が既知のサンプルによる確認を実施。

(2) 検査の実施

ア 検査計画の作成

1の(1)の区域にあっては、市町村は、JAや集荷団体等の協力の下、生産者から提出させたほ場管理台帳をもとに、収穫時期や収穫予定数量、保管場所、出荷

予定時期等について台帳に入力するとともに、台帳のデータを地域協議会に提供。

地域協議会は、台帳のデータをもとに、全袋検査の実施計画を作成し、県の確認を受けるとともに、農産物安全管理システムに米袋毎の生産地、生産者名等の情報を入力。

1の(2)の区域にあつては、市町村は、JAや集荷団体等の協力の下、生産者毎に検査する数量を把握し、地域協議会と連携して検査計画を策定し、県の確認を受ける。また、地域協議会は、農産物安全管理システムに米袋毎の生産地、生産者名等の情報を入力。

イ 生産数量の確認と米袋識別コードラベルの貼り付け

地域協議会は、実施計画に基づき、集落や品種等を単位として実施する生産数量確認計画を作成するとともに、農事組合長等を通じて生産数量確認や検査日の日程等を周知。

また、地域協議会は、水田台帳に基づき、生産者毎に生産量及び保管場所を確認するための「生産量・保管場所確認台帳」等を作成するとともに、農産物安全管理システムから確認した米袋に貼り付ける米袋識別コードラベルを発行。

市町村は、地域協議会をはじめとする関係機関・団体の協力のもと、生産数量確認計画に基づき、米の保管場所等において数量を確認。

確認の際は、1の(1)の区域にあつては、米袋毎に米袋識別コードラベルを貼り付けながら数量確認を行うとともに、生産量・保管場所確認台帳等をもとに、生産見込み数量に対し保管数量が適当な数量となっているかを確認し、その結果について農産物安全管理システム及び台帳に反映。

1の(2)の区域にあつては、市町村は、生産者からの聞き取り等により、生産者毎に、出荷仕向け数量と自家消費等仕向け数量、検査済み数量と未検査数量、出荷済み数量と保管数量等を把握するとともに、農産物安全管理システムを活用して未検査数量が適当であることを確認し、その結果を台帳に反映。

なお、市町村は、生産数量確認を行った米袋については、検査が行われるまで保管場所で保管するよう生産者等に指導。

ウ 検査場所への米袋の搬入

生産者等は、地域協議会からの検査日の連絡に基づき、米袋識別コードラベルを貼り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入。

エ 検査の実施

検査員は、搬入された米袋について、検査手順書に則りスクリーニング検査を実施。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超過した米袋については、スクリーニングレベル以下の米袋と区分して一時保管し、詳細検査により放射性セシウム濃度を測定。

オ 検査終了した米袋の取扱い

検査員は、検査の結果、基準値以下の米袋には、確実に当該米袋の検査済みラベルを貼り付けるとともに、出荷販売を可能とする。

基準値を超過した米袋が発生した場合、検査員は地域協議会及び市町村に、市町

村は県に、検査結果が判明した時点で速やかに報告する。また、当該米袋については、地域協議会が市町村の管理の下で確実に隔離して保管。

(3) 台帳等による確認

市町村は、検査結果のデータを速やかに台帳に反映するとともに、検査状況を管理し、全ての生産者の乾燥・調製後の米が放射性物質の検査が行われているか、台帳で確認。

県は、検査結果及び検査進捗状況を市町村からの聞き取りにより確認。

(4) 検査結果の公表

市町村は、全量全袋検査の結果について、地域協議会毎又は市町村毎に集計し、県に報告。

県は、調査結果をとりまとめ、国に報告するとともに、地域毎又は市町村毎の集計表を県ホームページに掲載し公表。

6 基準値を超過した米の処分

(1) 処分の考え方

県は、市町村に対し、基準値を超過した米について、管理計画に基づき適正に処分するよう指導。

地域協議会は、市町村の管理の下、基準値を超過した米を焼却処分。市町村は書類又は立会等により、当該米の全量が確実に処分されたことを確認。

(2) 台帳による確認

市町村は、基準値を超過した米袋がすべて処分されたことを確認後、台帳に反映。県は、台帳に基づき市町村の処分状況を確認。